

令和4年3月25日

一般社団法人 日本在宅介護協会
会長 森 信介

安全運転管理者業務の拡充に関する要望書

日頃は当協会の活動に対し、多大なるご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第六十八号)の公布に伴い、目視等により運転者の酒気帯びの有無についての確認を行うこと等の規定については本年4月1日から、アルコール検知器の使用に関わる規定については同年10月1日からそれぞれ施行されることとされております。

近年多発する酒気帯び運転に起因する痛ましい死傷事故等を根絶する趣旨には深く賛同するところですが、一方で介護事業者においては当該改正の影響は計り知れないほど大きく、また特に訪問介護事業においては現場の実態に馴染まない面もあると考えております。

つきましては、在宅介護事業者からの切実な声として、下記3点を要望いたします。どうか特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

要望1. 訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護事業所への適用免除

訪問介護サービスを提供する従業員は、時給契約の非常勤スタッフ(いわゆる「登録型ヘルパー」)の割合が高く、その勤務形態は直行直帰型が中心です。加えて地方の事業所ではヘルパーの私有車を利用者宅への移動手段として使用することは一般的であり、多くのヘルパーは事業所には出勤せず、自宅とご利用者宅を行き来しています。

警察庁通達(令和3年11月10日付)には、「直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく(中略)携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって(後略)」と明記されています(ただし令和4年10月1日以降はアルコール検知器を各自に携行させることが必須)。

しかしながら、訪問介護サービスは早朝や夜間などの利用ニーズも存在し、事業所の営業時間外にヘルパーが運転を開始(または終了)することは通常よくあることです。この場合、安全運転管理者(以下、「管理者」という。)は電話による酒気帯び確認の為に早朝や夜間の超過勤務が生じることになり、極めて不合理といえます。特に「夜間対応型訪問介護」を行う事業所であれば一晩中人員を配置する必要があり、さらに「定期巡回・随時対応型訪問介護」では、夜間の緊急呼び出しに備え、入るかどうかわからないサービス発生の為に人員を配置しておくという現実離れた対応を強いられることとなります。

加えて、登録型ヘルパーは1日の中で朝昼夜と断続的に業務に入るケースもあり、それぞれが独立した勤務とみなされる性質上、1日に何度も酒気帯びの有無を確認する膨大な手間と労力が発生することになり、現場の実態に照らしてやや過剰な運用であるともいえます。

このように、管理者によるリアルタイムでの確認を必須とすることは、介護事業所にとって非常に負担が大きく、就業規則変更やシフト管理等の事務負担が増すばかりか、管理者に過重労働・長時間労働を強いることに繋がり、只でさえ深刻な人員不足に拍車を掛けることになると考えます。

訪問介護ヘルパーは、車にお客様を同乗させる訳ではなく、車で商品を運ぶ訳でもありません。在宅高齢者の生活と生命の維持に必要なサービスに出向くための移動であり、酒気帯びはおろか自身の健康状態には細心の注意を払って出勤しています。

このような特性を鑑み、例えば、始業前に規定のチェックリストによる確認を行ったり、酒気帯び運転の予防に関する研修を行ったりする代替案の導入を条件に、訪問介護事業所は今般改正の対象から免除していただくことを要望します。また、在宅でのサービスに従事するという共通性を鑑み、訪問看護・訪問入浴介護を含む訪問系サービスの事業所は同様の措置としていただくことを併せて要望します。

なお、こうした対策については、実効性のあるものを関係省庁・介護事業者で十分に検討させていただく時間が必要であることから、少なくとも本年9月末日程度までの猶予期間を設定いただきたくお願い申し上げます。

要望2. 介護事業所(訪問系以外)のアルコール検知器導入は努力義務に

他方、訪問系サービス以外の安全運転管理者選任事業所においては、安全を担保しつつ、極力事業所に負荷の掛からない方法で行うことが必要であると考えます。

そもそも介護事業所で運転に従事する職員は、総じて高齢者の命を預かっている責任を日頃から強く認識しており、危険運転回避や事故防止に細心の注意を払っています。こうした事業所に対してアルコール検知器を使用するのチェックを義務付けることは、掛かるコストに比して得られる便益(ここではリスクの低減)はさほど大きくないと考えられ、事業所の負担が増すばかりです。

そこで、安全運転管理者選任事業所の中でも介護事業所についてはアルコール検知器の導入を努力義務に留め、各事業者の差別化戦略等の経営判断に委ねていただくことを要望します。

要望3. アルコール検知器導入が必須化されるなら補助金の導入を

要望2の努力義務化が叶わず導入が義務付けられる場合、せめて介護事業所には検知器導入の為の補助金制度を検討いただくよう要望します。

介護保険サービスは公定価格の中で運営されるため介護事業者がコスト上昇分を価格転嫁する仕組みはそもそも存在せず、長引くコロナ禍も相まって多くの介護事業者は厳しい経営状態にあります。

機器導入の為の設備投資資金を賄えない事業者も多いと見込まれることから、国若しくは地方自治体による補助金が必要と考えます。

以上